

令和7年度

第8回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和7年11月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第8回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて
- 議案第4号 非農地判断について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第6号 地域計画の変更に関する意見聴取について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の途中解約に関する通知について

## <出席委員> (7名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明  | 2番委員：中村 康之  |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 久雄   |
| 5番委員：井口 峰幸  | 6番委員：渡辺 忠洋  |
| 8番委員：小高 一哲  | 9番委員：矢代 とみ江 |

## <欠席委員> (0名)

- 7番委員：江澤 正久

## <出席職員>

- 【事務局長】小高 一哉
- 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。  ただ今から、令和 7 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。  本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。  それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。  よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。  1 番の江澤委員と 9 番の小高委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。  なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。  本来なら議案第 1 号から審議を行いますが、委員の都合により議案第 4 号から審議を始めます。  それでは、議案第 4 号「非農地判断について」を議題とします。  事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>6 頁をお開きください。  議案第 4 号「非農地判断について」次のとおり、非農地通知書の提出があったので、審議を求めます。  番号非-1 3。所在：上原地先。地目：田 2 筆。地積：528 m<sup>2</sup>。所有者：市原市の方。借受人：泉水の方。現況：届出地①は、南西側に広がる基盤整備済水田との間に水路及び段差があり、進入路が住宅側からしかなく、また農業機械の搬入が困難であるため、農地としての復元は困難と判断したため、遊休農地区分を再生困難農地としたい。  届出地②は、公衆用道路と宅地と隣接農地(不耕作地)に挟まれた傾斜に存在しており、直接申請地にアクセスする進入路がなく、狭小地であるため、農地として復元したとしても継続的な利用が見込めないと判断したため、遊休農地区分を再生困難農地としたい。</p>

議長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>議案第4号、番号非-13については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
小高委員 (8番)	<p>議案第4号、番号非-13について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。写真のとおり、農地への進入路がなく、傾斜、段差もあり農地としての復元は難しいと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
渡辺委員 (3番)	<p>所有者は隣地の住宅の方と一緒にですか？</p>
事務局 (寺井)	<p>一緒にです。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
	<p>ご質問がないようですので、議案第4号番号非-13については非農地として決定することとしてご異議ございませんか。</p>
	<p>————— 「異議なし」 の声あり —————</p>
	<p>異議なしと認め議案第4号は番号非-13については非農地とし決定します。</p>
	<p>つづきまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
	<p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局 (寺井)	<p>1頁をお開きください。</p>
	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p>
	<p>下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>
	<p>4件について一括で説明させていただきます。</p>
	<p>番号3-22。所在：弥喜用地先。地目：田1筆、畑4筆積：2,959㎡。譲渡人：市原市の方。譲受人：部田の方。譲渡人事由：高齢になり、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人事由：譲渡人所有の土地を購入し、果樹の栽培を計画しているため。権利内容：所有権移転（有償）</p>
	<p>番号3-23。所在：粟又地先。地目：田6筆、畑1筆。地</p>

積：2,862㎡。譲渡人：大多喜の方。譲受人：東京都の方。譲渡人事由：夫が亡くなり、市街地に転居したため。譲受人事由：田畑付き戸建てを探しており、農業をしながら生活をしたいため、購入したい。権利内容：所有権移転（有償）

番号3-24。所在：栗又地先。地目：田6筆、畑1筆。地積：2,862㎡。譲渡人：中野の方。譲受人：東京都の方。譲渡人事由：火事により住宅が全焼し、住めなくなったため、売却したい。譲受人事由：隣地を購入したところ、相談があり買い受けることとなった。権利内容：所有権移転（有償）

番号3-25。所在：小谷松地先。地目：他1筆。地積：299㎡。譲渡人：千葉市の方。譲受人：大戸の方。譲渡人事由：相続をしたが、耕作困難であり、管理できないため譲渡したい。譲受人事由：申請地を取得し規模拡大を図るため。権利内容：所有権移転（有償）

事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号、番号3-22については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

渡邊委員  
(3番)

議案第1号、番号3-22について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。栗等の果樹が植えられているような手入れがされている農地もあれば、少し荒れている場所もあった。

譲受人もしっかりしている印象で問題はないと思われる。

ご審議よろしくをお願いします。

議長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようですので、議案第1号、番号3-22については、許可することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号3-22については、許可することと決定しました。

続きまして番号3-23、24については、加藤委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。

加藤委員 (1番)	<p>議案第1号、番号3-23、24について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。譲受人は、畑として使用したいとのこと。バラ園を設置し観光客を誘致したいとのことでした。問題ないと思います。ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
渡邊委員 (3番)	譲受人は、都内に在住したまま農業をするのか？
加藤委員 (1番)	しばらくの間は、軌道に乗るまでの間は、週4日程度こちらで作業するとのことでした。
渡邊委員 (3番)	<p>他の地域で耕作等行っている方ですか？</p> <p>購入後新たに農業を始める方です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-23、24について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>	
<p>異議なしと認め、番号3-23、24につきましては許可とすることで決定いたします。</p> <p>議案第1号は以上です。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事務局 (寺井)	<p>4頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号5-12。所在：中野地先。地目：田1筆 地積：1,028㎡。地種3種。譲渡人：堀切の方。譲受人：東京都の方。[法人]転用事由：本件土地は、所有者も高齢のため、農業を継続していくのが難しく、現在は自己保全管理地として管理している。農地を縮小せざるを得ない状況となり、弊社と所有権移転契約を交わ</p>

	<p>した。なお、本件土地を使用して太陽光発電設備を設置したいと計画している。軽く整地した後、直ちに杭を打ち込み太陽光発電設備を設置する計画なため、埋立等を行わない。パネル枚数は180枚を設置する予定。権利内容：転用を伴う所有権移転、有償。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>議案第2号、番号5-12については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
森委員 (4番)	<p>議案第2号、番号5-12について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地については10年以上耕作されていません。</p> <p>水路、進入路は存在し、農地として復元は可能と思われれます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
渡邊委員 (3番)	<p>第3種農地ということは、農地として復元できる状態であっても転用できるのか？</p>
事務局 (寺井)	<p>申請地については、鉄道の駅から3キロメートル圏内であり、比較的要件としては、第2種農地と違い代替地を求めず、転用ができる。</p>
矢代委員 (9番)	<p>本件は、5条申請であり、農地から農地以外に転用したいとの申請である。</p>
渡邊委員 (3番)	<p>農地を守る立場として、何かできることはないかと思い質問させていただきました。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、議案第2号、番号5-12について、許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め、番号5-12につきましては許可相当とすることで決定いたします。</p>

事務局 (寺井)	<p>続きまして、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>5頁をお開きください。 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号7-7。所在：石神地先。地目：他1筆。地積：115㎡ 所有者：石神の方。申請人：神奈川県の方。現況：隣接の住宅の敷地の一部として一体的に利用されていた。 事務局からの説明は以上です。</p>
井口委員 (5番)	<p>番号7-7については、井口委員が現地調査を担当しましたので報告します。</p> <p>議案第3号、番号7-7について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 宅地と一体的に利用されている状況である。 問題ないと思われる。 ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号7-7については、非農地相当として判断することとしてご異議ございませんか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」 の声あり ————</p> <p>異議なしと認め番号7-7については、非農地相当として判断することに決定します。 議案第3号は以上です。</p> <p>続きまして、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7頁をお開きください。</p>

<p>( 寺 井 )</p>	<p>議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。</p> <p>番号 7-42。所在：小土呂地先。地目：田 1 筆。地積：667 m<sup>2</sup>。貸付人：船橋市の方。借受人：小土呂の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。期間：令和 7 年 12 月 10 日～令和 12 年 12 月 9 日まで。</p> <p>番号 7-43。所在：石神地先。地目：田 1 筆。地積：1,378 m<sup>2</sup>。貸付人：市原市の方。借受人：石神の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。期間：令和 7 年 12 月 10 日～令和 12 年 12 月 9 日まで。</p> <p>番号 7-44。所在：庄司地先。地目：田 1 筆・畑 1 筆。地積：1,748 m<sup>2</sup>。貸付人：庄司の方。借受人：庄司の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米 1 俵/年。期間：令和 7 年 12 月 10 日～令和 12 年 12 月 9 日まで。</p> <p>番号 7-45。所在：下大多喜地先。地目：田 2 筆。地積：3,002 m<sup>2</sup>。貸付人：下大多喜の方。借受人：下大多喜の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米 1.5 俵/年。期間：令和 7 年 12 月 10 日～令和 12 年 12 月 9 日まで。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようなので、議案第 5 号については原案通り決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め議案第 5 号については原案通り決定することに決定します。 続きまして、議案第 6 号「地域計画の変更に関する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>9 頁をお開きください。 議案第 6 号「地域計画の変更に関する意見聴取について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づく地域計画の変更にあたり、大多喜町長から意見を求められましたので、次のとおり審議を求める。 令和 7 年 11 月 6 日提出。 変更後の地域計画案</p>

転用案件 1 件、農業農用地振興地域からの除外案件 1 件です。  
転用案件は、桜台地区地目：田、農用区域外 面積 909 m<sup>2</sup>  
農業農用振興地域除外案件は、船子西前地区地目：田、農用区域内 面積  
2,454 m<sup>2</sup> 事業計画者：大多喜町、用途：住宅用地

事務局からの説明は以上です。

事務局からの説明が終わりました。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

森 委 員  
( 4 番 )  
事 務 局  
( 高 橋 )  
議 長  
( 渡 辺 会 長 )

船子の案件について、町営住宅ですか？

移住定住対策として、分譲、住宅用地をつくりたいと、町の考えです。

他にご質問等ありますか？

ご質問がないようですので、議案第 6 号は原案通り決定することとしてご  
異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め議案第 6 号は原案通り決定しました。

続きまして、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出  
について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局  
( 寺 井 )

10 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」  
次のとおり、受理したことを報告する。

番号 7-28。 所在：横山地先。地目：田 4 筆 畑 1 筆。地積：  
9,049 m<sup>2</sup>。所有者：千葉市の方。届出者：千葉市の方。権利：相続。  
その他、同様の届出が、7-31 まで提出されています。

続きまして、13 頁をお開きください。

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり、  
千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照  
会があったので報告する。

番号農委一 5、所在：弥喜用地先、田：3 筆、地積：1,195 m<sup>2</sup>  
変更登記地目：宅地、年月日不詳地目変更。

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>渡辺委員、事務局、代理人で現地調査を実施。 続きまして、14頁をお開きください。 番号農委一6、所在：粟又地先、田、畑：2筆、地積：2,762 m<sup>2</sup> 変更登記地目：山林、年月日不詳地目変更。</p> <p>報告第3号利用権の途中解約に関する通知について、次のとおり、 農地法第18条第6項の規定による途中解約処理をしました。 資料のとおり1件の利用権の途中解約処理をしました。 報告事項は、以上です。</p> <p>報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思えます。 続いて議事日程6その他に入ります。 事務局何かございますか？ ありません。</p> <p>以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉会（午後3時50分）</p>
----------------------	---

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月5日

議長 渡辺忠洋

署名委員 小高一哲

署名委員 永代とけ江

